

令和3年11月25日

## 令和3年11月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月25日（金）午後1時30分から午後1時50分
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕  
2番 久米 基敬  
3番 黒住 敬  
4番 笠井 義晴  
5番 吉浦 武夫  
8番 藤井 利夫  
9番 中村 恒夫  
10番 吉村 忠  
11番 桑内 千恵美  
12番 大西 佐知子  
13番 加藤 賢司  
14番 井内 茂種

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第65号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について  
報告第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

局長 それでは、ただいまより令和3年11月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、6番山口委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。  
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してお

ります。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は8番藤井委員と9番中村委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第65号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第65号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和3年11月2日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が8件、更新が16件、農地中間管理権の新規が0件、更新が0件で、合計24件、47筆、41,312.80㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次へ進む)

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第65号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号177から180については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号177、藍畑字西覚円の担当であります10番吉村委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第66号 受付番号177について説明いたします。

先日の日曜日に中村委員と柴内委員、私の3人で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲渡人の代理人と譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

譲渡人は耕作の規模を縮小しており、申請地は年に何回か管理のためにトラクターで耕耘しておりました。

譲受人は、ハウスで花卉類などを栽培しており、耕作地から非常に近いため、今回の売買が成立したとのこと。

申請地は、売買の後、菜園として利用するとのこと。

農地の売買において、特に問題はないと思われま。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号177について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いい

たします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号177は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号178、高原字東高原の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第66号、受付番号178について説明します。

11月16日に矢部会長と山口委員、私の3名で、申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

今回の案件は贈与です。

譲受人は現在、ブロッコリー等の野菜栽培に従事しており、農業に必要な農機具はそろえています。

所有農地と権利と取得しようとしている農地を合わせて〇〇〇〇㎡あり、石井町の下限面積を満たしております。

農業従事要件においても、年間200日、農業に従事していますので、許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号178について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号178は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号179、高原字桑島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第66号、受付番号179号について説明します。

11月16日に矢部会長と山口委員、私の3名で、申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

譲渡人は農地を管理しておりましたが、耕作意欲が薄く、所有農地を手放すことになりました。

譲受人は申請地を始め、多くの近隣の農地を借り入れて、農業経営をしております。

現在は、稲作を中心にしながら野菜栽培にも従事しており、農業に必要な農機具はそろえています。

所有農地と権利と取得しようとしている農地を合わせて〇〇〇〇㎡あり、石井町の下限面積を満たしております。

農業従事要件においても、妻、子とともに年間200日従事していますので、許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)

議長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号179について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号179は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号180、浦庄字上浦の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案第66号、受付番号180について説明します。

11月17日に農地法第3条の規定による許可申請について、黒住委員と吉浦委員、私の3名で、代理人と譲受人の立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、上浦〇〇〇番〇、登記簿、現況ともに田、90㎡と上浦〇〇〇番〇、登記簿、現況ともに田、993㎡です。

譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有し、稲作を中心に夫婦で年間200日農業に従事しております。

農地は、〇〇〇〇㎡所有しており、石井町における下限面積の要件を満たしております。

また、申請地は譲渡人から所有権無償移転の話があったので受けられたとのこと

です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号180について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号180は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。  
報告第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。  
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
これをもって、令和3年11月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。  
慎重審議ありがとうございました。